第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項中「第百二十条第三項」を「第百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項」に、「規定は」を「規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改める。

第百三十七条の二第十項及び第百三十七条の三第十二項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に、「に中断し、当該継続適用届出書の」を「から当該継続適用届出書の提出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第百五十一条の六第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第百六十六条中「、同条第三項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「交付される源泉徴収票」とあるのは「交付される源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と」を削り、「第百二十二条第二項」を「ならない」とあるのは「ならないものとし、国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者が同項の規定による申告書を提出する場合には、収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるものを当該申告書に添付しなければならないものとする」と、第百二十二条第二項」に改める。

第百七十六条第三項中「所得税（」の下に「当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）に限り、」を加える。

第百八十条の二第三項中「同項」を「当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき次条又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）に限り、第百七十六条第三項」に改める。

第百八十六条の次に次の一条を加える。

（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）

第百八十六条の二　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この条において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）若しくは前条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条の三第一号から第三号まで（徴収税額）の規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第百八十五条第一項第一号及び第二号並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

第百八十七条中「前条第一項第一号」を「第百八十六条第一項第一号」に、「の規定」を「（賞与に係る徴収税額）の規定」に改める。

第百九十条第二号ニ中「及び」を「、その控除対象配偶者又は配偶者が第二百三条の六第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する居住者として同項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出しているかどうか及び」に改める。

第百九十八条第二項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第二百三条の三中「（第三号」の下に「又は第六号」を加え、「第四号」を「第七号」に改め、同条第一号ニからヘまでの規定中「第二百三条の五第三項」を「第二百三条の六第三項」に改め、同条第二号中「の支払を」を「（以下この号及び第五号において「農業者老齢年金等」という。）の支払を」に、「当該公的年金等」を「当該農業者老齢年金等」に、「公的年金等の支払者」を「当該農業者老齢年金等の支払者」に、「前号に掲げる」を「当該農業者老齢年金等を前号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める」に改め、同条第三号中「の支払を」を「（以下この号及び第六号において「退職年金等」という。）の支払を」に、「当該公的年金等」を「当該退職年金等の支払者」に、「第一号に掲げる」を「当該退職年金等を第一号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める」に改め、同条第四号中「前三号に掲げる公的年金等以外の公的年金等」を「第三十五条第三項第三号（雑所得）に掲げる年金その他政令で定めるもの（第二百三条の六第一項において「確定給付企業年金等」という。）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四　前三号及び次号から第七号までに掲げる公的年金等以外の公的年金等　その公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に六万五千円を加算した金額と九万円とのいずれか多い金額に、当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

五　農業者老齢年金等の支払を受ける居住者で当該農業者老齢年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該農業者老齢年金等の支払者が支払う当該農業者老齢年金等　当該農業者老齢年金等を前号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

六　退職年金等の支払を受ける居住者で当該退職年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該退職年金等の支払者が支払う当該退職年金等　当該退職年金等を第四号に掲げる公的年金等とした場合における同号に定める金額から政令で定める金額を控除した金額

第二百三条の六の見出し中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同条中「並びに同項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出」を削り、第四編第三章の二中同条を第二百三条の七とする。

第二百三条の五第一項中「第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるもの」を「確定給付企業年金等」に、「居住者は」を「居住者が、第二百三条の三（第一号から第三号までに係る部分に限る。）（徴収税額）の規定による所得税の額の計算において同条第一号ロからヘまでに掲げる金額のいずれかの金額の控除を受けようとする場合には」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第五号中「、その数」を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第百九十八条第四項」を「第六項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印（第四項の規定により自署による場合を含む。）については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて第百九十八条第四項に、「の規定は、第五項の場合について準用する」を「に規定する財務省令で定める措置をもつて代えることができる」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定により提出する申告書については、国税通則法第百二十四条第二項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、当該申告書を提出する居住者の自署によることができる。

第二百三条の五を第二百三条の六とする。

第二百三条の四中「前条」を「第二百三条の三（徴収税額）」に改め、同条第二号中「公的年金等の定義」を「雑所得」に、「とき。」を「とき」に改め、同条を第二百三条の五とする。

第二百三条の三の次に次の一条を加える。

（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）

第二百三条の四　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者（以下この条において「対象居住者」という。）の当該申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この条において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）若しくは第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第百八十五条第一項第一号から第三号までの規定を適用する。